

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第10回)	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成23年12月26日(月曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 49 分
出席委員	◎藤本 ○田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 堤 議長 副議長		
事務局	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木		
傍聴者	市民 一名	報道関係者 一名	議員 一名()

会 議 の 概 要

1 開議

藤本委員長あいさつ

2 検討結果の確認について

3 検討項目の協議について

[B-4、政策立案機能の充実]

<馬場委員>

最近では公契約条例の請願が例となる。理事者側で進めないならば議会において検討し政策化できる仕組みづくりを目的としている。

<吉田委員>

請願が増加してきており、公契約、暴力団排除、景観条例など議会が対応することを求める内容がある。これらテーマごとに対応する組織の構成が望まれる。特別委員会が多数設置されている現状から議員がどの程度対応できるかが課題であるが、積極的に実施すべき。

<酒井委員>

常任委員会との関係は。

<馬場委員>

常任委員会には拘らない。実働的なもの。事案の内容によって構成されるもの。

<中村委員>

12月定例会で、総務文教常任委員会で請願採択を受けた暴力団排除条例の検討が決定された。事案によって構成の変化が可能な仕組みが望ましい。

<眞継委員>

提案された文章に記載されている内容そのままには賛同できない部分もあるが、政策立案機能充実の必要性は感じている。全体を統括できる仕組みの整理が必要では。

<堤委員>

全議員が同意できる政策についてはそのような組織で対応することが可能であろう。具体的な内容を伴った政策勉強会的な組織の設置には賛同できる。

<馬場委員>

公契約条例や他市での中小企業振興条例などを例として、議会が政策立案を行うための仕組みとして提案した。

<吉田委員>

具体的に考えるならば、採択した請願については議会の意思として決定されている。一定期間を設けるなどルールを整理した上で特別委員会等の設置も含め政策化することが考えられる。

<藤本委員長>

常任委員会と特別委員会との整理は。

<吉田委員>

請願は全て常任委員会に付託されていることから前提として所管は各常任委員である。しかし常任委員会ごとに対応事案件数に差が生じること等が予想される。常任委員会で所管事項として検討するかどうかを決定し、必要あれば特別委員会の設置など議会全体としての対応を検討すべき。

<事務局>

B-4としての提案は、委員会での政策課題抽出とそれを受けての政策立案のための任意チームの設置である。

<藤本委員長>

委員会で積極的に政策課題を抽出するのか。

<馬場委員>

必要に応じて政策化が検討されるべきである。常任委員会での検討が基本であるが、事案によって特別委員会なり任意の組織の設置を行うということである。

<堤委員>

設置できるとして結論してはどうか。

<事務局次長>

暴力団排除条例については議運において総務文教常任委員会で取り組むことを決定した。政策化については議運において所管の委員会等を決定することになるのか。

<藤本委員長>

常任委員会の範囲を超える場合は議運の決定が必要。

<事務局次長>

議運での決定はどの時点で必要なのか。

<馬場委員>

政策形成を常任委員会で行うことを決定した場合は、当然に議長に報告される。議長に報告されたものを議運で集团的に確認する過程を経るということ。議長の統轄権の範囲で整理されるもの。

<藤本委員長>

常任委員会で特別委員会を設置することを決定しても議運で決定すること。

<西口委員>

現在でも常任委員会での決定事項等は議長に報告されている。暴力団排除条例を先例としてはどうか。

<堤委員>

常任委員会の所管を越えて検討しなければならない事案は議長に報告の上、議運等で取り扱いが決定されるべき。

<眞継委員>

請願を例にしても、個別事案に対して政策化することに議員間で賛否が分かれることが起こり得る。すべての事案を常任委員会で取り扱うのは無理があるのでは。その点では政策に合意できる議員で構成する任意のチーム設置が合理的である。

<馬場委員>

あらゆる角度で検討可能であるために任意チームとした。具体事案ごとに検討されるものとする。

<眞継委員>

請願を例にすると不採択と判断した議員の政策形成の参加の方法が難しい。

<馬場委員>

アユモドキに関する条例を想定していた。事案によっては一つの常任委員会の範囲に納まらないことが考えられる。

<吉田委員>

請願について賛否が分かれることは当然だが、議会全体の意思は多数決により決定される。政策形成の過程では請願に反対した議員も委員会内で反対の意見を述べるべき。異なる意見から合意形成を図ることが議会の意義。

<眞継委員>

事案に応じ、常任委員会の枠組みに縛られないことは賛同できる。

<藤本委員長>

政策立案に関しては常任委員会が一義的に所管する。必要に応じて特別委員会などを設置する。総括的に議運で所管を決定する。

<全員了承>

[B-5、96条2項による議決事項の拡大]

<藤本委員長>

市が作成する計画は多数である。抽出基準を設けて検討することが考えられるが。

<馬場委員>

会派に持ち帰り検討を。

<眞継委員>

現に96条2項による議決対象となっている計画は。

<事務局長>

第4次亀岡市総合計画の基本構想及び基本計画。

<藤本委員長>

対象とする計画を検討する基準については。

<事務局長>

地域防災計画、都市計画マスタープラン等の法律上議会が関与することが難しい計画等もある。私見であるが、行財政改革プランなど市民生活に多大な影響を及ぼす基本的な事項には議会が関与すべきと考える。また、議決事項とするのではなく議会への報告を義務付けること等で、議会として一定の役割を果たせるとも考える。

<菱田副議長>

96条2項条例制定時に活性化委員会において検討した。個人的には行財政計画やマスタープラン等の市全体に関わるもの、市民生活に具体的にかかわるものは議決対象にすべきと考える。

<藤本委員長>

会派に持ち帰り検討することとする。

<全員了承>

[B-6、文書質問制度の導入]

<酒井委員>

定例会で行われる一般質問は文書で足りる内容もあるように感じる。理事者側の対応も必要。他自治体で例がある。質問の範囲や手続き等は議論して決定されたい。

<眞継委員>

具体的にどのような質問内容になるのか。公式なものとして位置付けるのか。国会における質問趣意書とは。

<酒井委員>

公式の質問と位置付ける。一般質問で行う内容と基本的には同様であろう。文書で行う方が適切な質問もあると考える。

<吉田委員>

一般質問を文書で行うイメージと理解した。具体的な運営については様々考えられる。国会の質問趣意書は閣議決定を経て答弁される重要なものである。文書質問が効果的な内容もあると考える。課題としては公式記録としての位置付けの仕方であると思われる。本会議での一般質問ならば会議録に記録される。

<藤本委員長>

記録等の扱いは。

<事務局>

他市の例等説明

<西口委員>

文書質問と一般質問との違いは。一般質問の代りに文書質問をすることではないのか。

<酒井委員>

当初は会期の通年化と関わって提案した。しかし、通年化とは関係なく有効な制度であると考えている。

<堤委員>

議会は言論で運営することが基本。それを補完する仕組みか。

<馬場委員>

国会では質問趣意書により政策に影響を与えた例がある。質問への答弁に係る理事者側の事務負担についても理解できることである。具体的な手続き等の研究を継続してはどうか。

<酒井委員>

以前の委員会で一通り説明した。再度資料提供したい。

<藤本委員長>

否定する意見はないが手続き等の課題も想定される。検討継続とする。

<全員了承>

<酒井委員>

課題の解決方も提示するのか。

<藤本委員長>

解決法も提示いただきたい。それらを元に議論を進めたい。

<酒井委員>

結論の出た検討項目について、例えば議会HPの独自設置など実現されていない

項目について再度検討したい。また、検討項目等の追加も行いたい。

<藤本委員長>

結論済みの項目の再検討及び新たな検討項目の追加について意見は。

<吉田委員>

結論したものについては別として、新たな項目の追加には賛成。本委員会設置後1年を経過する時期を目途に提出を。

<酒井委員>

議会HPは市HPと別であることが外見上明確になれば、市のシステム内でも了とすることとなっていた。市HPリニューアルに合わせて実施される予定であったが実現されていない。再度検討が必要である。他の項目については問題ない。

<藤本委員長>

実現されていない決定事項についての再検討は認められると考える。新規項目の提出時期は。

<事務局長>

委員会で決定されたい。

<堤委員>

検討項目を順次検討し、決定事項は着実に実行、必要に応じて然るべき時期に見直しを行うものである。文書質問については理事者の対応が必要。

<吉田委員>

B項目は1年を目途に結論することを決定している。Bの検討終了を目途に新項目の追加を行われたい。

<酒井委員>

新項目の提案時期についてはBの検討終了後でかまわない。また、当初に提案したものについて不必要と感じるものもある。委員の意見を聞き、取り下げも検討したい。

<眞継委員>

C項目まで検討を進められた後に新項目の追加を行われたい。Cを結論するのは先なるであろうが議論は進められたい。

<藤本委員長>

Bが結論できた時点で新たな検討項目の提出を願う。その時点において新項目若しくはCを検討するのかを決定する。

<全員了承>

<藤本委員長>

配布資料「平成23年9月定例会決算審査総括」について、議会運営委員会において本特別委員会で検討することが決定された。次回以降の委員会での検討項目とする。

<全員了承>

4 次回の日程及び協議項目について

<藤本委員長>

1月18日(水)午後1時30分からとする。

<全員了承>

5 その他

田中副委員長あいさつ

散会 ～14:49